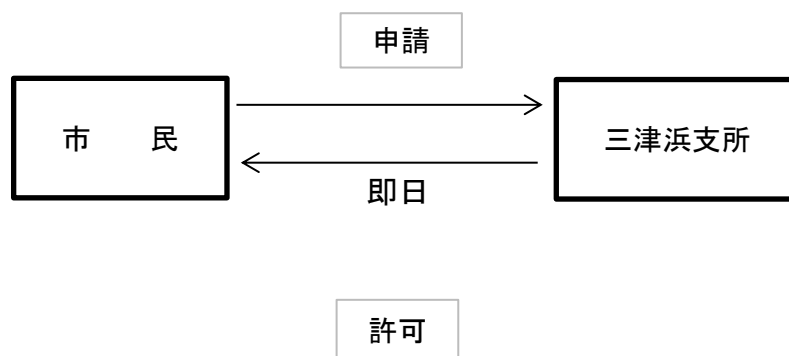


審査基準及び標準処理期間整理個表

処 分 名	会議室使用の変更許可	
処 分 の 概 要	会議室使用の変更申請があった場合、許可する。	
根 拠 法 令 名	松山市地域交流センター条例施行規則(平成23年規則第48号)	
条 項	第7条第1項	
所 管 課	市民課	
経由機関での処理期間		なし
所管課での処理期間		即日
標 準 処 理 期 間		計 即日
判断基準	<p>松山市地域交流センター条例施行規則第7条第1項に基づく申請で、松山市地域交流センター条例第5条の各号に該当しないものであることを基準とする。</p> <p>【根拠法令等】 松山市地域交流センター条例施行規則</p> <p>(使用の変更) 第7条 センターの会議室の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、許可された事項を変更しようとするときは、速やかに、松山市地域交流センター使用変更許可申請書(第3号様式)に第5条第2項の使用許可書を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>松山市地域交流センター条例</p> <p>(使用許可の制限) 第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、会議室の使用を許可しない。 (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。 (2) センター(附属設備、備品等を含む。第14条第2号及び第16条において同じ。)を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか、市長がセンターの管理上支障があると認めるとき。</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。